

計画作成年度	令和2年度
計画主体	札幌市

札幌市鳥獣被害防止計画（第3期）

<連絡先>

担当部署名 札幌市経済観光局農政部農業支援センター
所在地 札幌市東区丘珠町 569-10
電話番号 011-787-2220
FAX番号 011-787-2221
メールアドレス nougyou-center@city.sapporo.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、アライグマ、キツネ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	北海道札幌市

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害額（千円）	被害面積（ha）
エゾシカ	果菜類	451	0.1
	葉茎菜類	479	0.1
	豆類	45	0
	果樹	1,874	0.2
	その他農作物	8	0
	スイートコーン	450	0.3
	デントコーン	525	0.7
	花き	20	0
	計	3,852	1.4
ヒグマ	果樹	650	0.1
	計	650	0.1
アライグマ	果菜類	124	0.1
	葉茎菜類	474	0.1
	果樹	145	0.1
	スイートコーン	1,654	1
	いちご	425	0.1
	スイカ	201	0.1
	計	3,023	1.5
キツネ	葉茎菜類	51	0
	果樹	135	0
	スイートコーン	229	0.2
	いちご	14	0
	スイカ	1,620	0.4
	計	2,049	0.6
合計		9,574	3.6

※ 被害面積が0.1ha未满是0と表記

(2) 被害の傾向

<p>【エゾシカ】 市内全域で被害が発生しているが、山林に面している地区（南区、清田区真栄・有明、西区小別沢）で被害が多発した。 南区の果樹園地において、冬期間に若芽の食害や樹皮剥ぎなどの被害がみられた。</p> <p>【ヒグマ】 南区の果樹園地での出没が続いた。電気柵の不備により侵入された事例もあり、桜桃・プルーン・プラムなどへの枝折りや食害が多数見られた。</p> <p>【キツネ・アライグマ】 被害作物はスイートコーン、豆類など多岐にわたった。 特に、キツネによるスイートコーンの食害が多く見られた。 キツネは西区・手稲区で被害が多く、アライグマは市内全域で被害がみられた。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	備考
被害金額 (千円)	エゾシカ	3,852	3,659	現状値に対し 5%減
	ヒグマ	650	618	
	アライグマ	3,023	2,872	
	キツネ	2,049	1,947	

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等 に関する 取組	<p>(共通) JA さっぽろによる捕獲許可の申請及び捕獲の実施 札幌市農業振興協議会鳥獣対策専門部会によるわなの購入及び貸出</p>	<p>(共通) 銃器が使用できない地域での対応</p>
	<p>【エゾシカ】 捕獲従事者によるくくりわなでの捕獲、銃器での捕獲</p>	<p>【エゾシカ】 相当数を捕獲しているが、被害の減少が未進展 市街地周辺での出没が増加 くくりわなは数回の使用で故障してしまう</p>

	<p>【ヒグマ】 捕獲従事者による箱わなでの捕獲</p>	<p>【ヒグマ】 近年、市街地へ出没する個体の発見事例が増加している</p>
	<p>【アライグマ】 捕獲従事者による箱わなでの捕獲 捕獲後の個体の止め刺し及び処分については、全額市費により実施</p>	<p>【アライグマ】 近年捕獲数が増加しており、市内生息数の増加が懸念される 捕獲個体の処分費の増加</p>
	<p>【キツネ】 捕獲従事者による箱わなでの捕獲、銃器での捕獲</p>	<p>【キツネ】 箱わなにかかりづらい 効果的な追い払いの方法がない</p>
防護柵の設置に関する取組	<p>札幌市農業基盤整備事業（市単費補助事業）として、市街化調整区域内農地の鳥獣対策について、電気柵購入費等の総事業費の80%以内で補助</p>	<p>管理が負担であり、漏電や断線等により適切な電圧が得られないことが多い 積雪期は、電気柵の効果が発揮されず、エゾシカによる果樹の若芽や樹皮食害による被害が深刻</p>

(5) 今後の取組方針

<p>【共通】 農地への侵入防止のための、電気柵設置の推進。 電圧チェッカーを用いた既設電気柵の適正管理の呼びかけ。 鳥獣を誘引する農業残渣の適正管理の呼びかけ。</p> <p>【エゾシカ】 くくりわなや銃器による捕獲。 冬期における清田区での囲いわな等を用いた捕獲の検討。 捕獲サポート隊による囲いわなの管理等。</p> <p>【ヒグマ】 出没事例に応じて関係機関と連携して対応 農作物への強い執着を示した個体への対応。</p> <p>【アライグマ】 市内全域において箱わなによる捕獲。</p>
--

【キツネ】

箱わなや銃器による捕獲。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

【共通】

JA さっぽろの依頼を受けた捕獲従事者により捕獲を行う。
札幌市農業振興協議会鳥獣対策専門部会において情報の共有。
同部会においてわなの貸出。貸出は、札幌市農業協同組合、若しくは同農協を通して、農業者及び捕獲従事者に対して行い、同部会及び同農協は、貸出記録をつけることとする。

【ヒグマ】

継続的な農業被害や人身への危険度が高い場合、関係機関が連携し対応を実施。

【アライグマ】

農地においては JA さっぽろの職員を中心に捕獲を行う。捕獲後の個体については、札幌市が委託した業者により処分を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度 ～ 令和5年度	アライグマ	箱わなから捕獲個体を容易に回収することのできる、新しい箱わなシステムの導入による、箱わな稼働率の効率化を目指す。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

エゾシカ・キツネについては、直近年の捕獲実績を基に設定。
(エゾシカ：平成30年度 84頭、令和元年度 76頭)
(キツネ：平成30年度 41頭、令和元年度 51頭)

アライグマについては、特定外来生物であり、当市の防除実施計画書により、野外からの完全排除を長期目標としていることから、可能な限り捕獲する。

ヒグマについては、出没個体に応じた対応を行うため、捕獲目標数は定めない。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
エゾシカ	70	70	70
ヒグマ	出没個体に応じた対応を行う。		
アライグマ	可能な限り捕獲する。		
キツネ	40	40	40

捕獲等の取組内容
<p>【共通】 市内一円で捕獲等を行うこととし、原則、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号の場所を除く。 可能な限り1年間通して捕獲等に取り組むこととする。</p> <p>【エゾシカ】 くくりわな、銃器等を用いて捕獲等を行う。</p> <p>【アライグマ】 箱わなを用いて捕獲等を行う。</p> <p>【キツネ】 箱わな、銃器等を用いて捕獲等を行う。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容
	令和3年度～令和5年度
エゾシカ ヒグマ アライグマ キツネ	鳥獣被害防止の目的で、農業者から電気柵設置の要望があった場合、札幌市農業基盤整備事業により、購入費等を補助することで、未設置ほ場の解消を目指す。

(2) その他被害防止に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和3年度～令和5年度
エゾシカ ヒグマ アライグマ キツネ	電気柵既設の農業者に対して、電気柵の適正管理の呼びかけや、定期的な確認を促す。 電気柵等の設置方法や、管理方法等に関する講習会を開催する。

5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

対象となる鳥獣は、ヒグマとする。

(1) 関係機関等の役割

下表のとおり。

関係機関の名称	役割
札幌市（札幌市ヒグマ対策委員会）	被害実態の把握、関係機関及び市民への情報提供、問題個体の捕獲等出沒対応、市街地侵入抑制策の推進
札幌市農業協同組合	被害実態の把握及び情報共有、農業被害防止策の実施、問題個体の捕獲等出沒対応への協力
北海道環境生活部環境局自然環境課	総合的なヒグマ保護管理施策の推進
石狩振興局保健環境部環境生活課	鳥獣捕獲許可
北海道警察	ヒグマ出沒状況の把握及び情報共有、パトロールの実施、市民への情報提供
北海道猟友会札幌支部	問題個体の捕獲等出沒対応、助言の提供
北海道立総合研究機構	ヒグマ生息動向調査、助言の提供、技術支援

(2) 緊急時の連絡体制

別添ヒグマ出沒情報連絡系統図（札幌市ヒグマ対策委員会設置要綱別紙 2）のとおり。

6 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

【エゾシカ】

捕獲した個体及び残さは、焼却等の処分を行う。

地形的要因等により持ち帰りが困難な場合は、生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することとする。

【ヒグマ】

捕獲した個体等は、必要に応じ大学等の学術研究機関等に提供する。

【アライグマ・キツネ】

捕獲した個体等は、焼却等の処分を行う。

7 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

エゾシカを有効利活用する場合は、北海道が定めたエゾシカ衛生処理マニュアルに基づいた適切な処理を行うこととする。

8 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	札幌市農業振興協議会鳥獣対策専門部会
構成機関の名称	役割
札幌市経済観光局農政部	事務局 構成機関との連絡調整 鳥獣被害防止計画の策定・変更
札幌市農業協同組合	鳥獣の捕獲 農業被害の集計 農業者への普及・啓発
石狩振興局産業振興部石狩農業改良普及センター石狩北部支所	農業被害に係る情報提供、助言等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
石狩振興局農務課	鳥獣被害防止計画の策定指導 鳥獣被害防止総合対策事業の指導

石狩振興局環境生活課	鳥獣捕獲対策の窓口（捕獲許可等）
------------	------------------

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

9 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

ヒグマ出没情報連絡系統図

ヒグマ
出
没
情
報

①警察機関		
西警察署地域課		666-0110
南警察署地域課		552-0110
豊平警察署地域課		813-0110
手稲警察署地域課		686-0110

②区委員会(総務企画課地域安全担当係)		
中央区	231-2400	内線209
豊平区	822-2400	内線252
清田区	889-2400	内線209
南区	582-2400	内線210
西区	641-2400	内線219
手稲区	681-2400	内線288

(指針1・2参照)

《連絡等指針》

- 1 警察署にヒグマ出没情報が入った場合、札幌市に連絡するときは、区役所に連絡することを原則とし、必要に応じて施設管理部局にも連絡する。
- 2 市民から直接区役所又は施設管理部局にヒグマ出没情報が入ったときは、所轄の警察署に情報提供を行うこと。また、必要に応じて区役所・施設管理部局相互で連絡・調整を図る。
- 3 北海道猟友会札幌支部に対する調査依頼は原則として環境管理担当課が行うが、休日等で環境管理担当課と連絡が取れないときは、区役所が直接依頼のうえ、環境管理担当課に事後報告すること。調査日時等の調整は、区役所が行う。
- 4 区役所は、⑥に「ヒグマ出没記録・連絡票」を送付するほか、過去のヒグマ出没情報を考慮し、⑦の例示を参考に、あらかじめ地域ごとに連絡が必要となる学校・施設等の一覧を作成する。

⑤北海道猟友会札幌支部	(現地調査委託業者等)	(8:45～日没)
事務局	712-3006	NPO法人EnVision環境保全事務所 726-3072

(指針3参照)

④市委員会		備 考
危)危機管理対策課	211-3062	危機管理対策窓口
広報部広報課	211-2036	報道機関等への情報提供窓口
地域振興部区政課	211-2252	各区役所との連絡調整窓口
環境事業部業務課	211-2916	生ごみ等の撤去要請窓口
環境都市推進部環境共生担当課	211-2879	市対策委員会事務局
農政部農業支援センター	787-2220	農業被害対応窓口
学校教育部教育課程担当課	211-3891	学校・幼稚園に対する情報提供窓口

③施設管理部局			主 な 管 理 施 設 名
スポーツ部施設課	211-3045	大倉山・宮の森ジャンプ競技場、藤野野外スポーツ交流施設、宮の沢競技場、白旗山競技場	
子ども育成部子どもの権利推進課	211-2942	西岡・手稲各青少年キャンプ場	
みどりの推進部みどりの管理課	211-2522	白旗山、盤溪・白川・南沢・豊滝・西野・手稲本町各市民の森、自然歩道、都市環境林	
生涯学習部生涯学習推進課	211-3872	定山渓自然の村、青少年山の家(滝野すずらん公園内)、滝野自然学園	
保健所生活環境課	616-2855	里塚霊園、手稲平和霊園	
観光・MICE推進部観光・MICE推進課	211-2376	水道記念館散策ルート、藻岩山ロープウェイ、藻岩山観光道路、など藻岩山全般(近隣を含む)	
文化部文化振興課	211-2261	札幌芸術の森	

⑥ヒグマ出没記録・連絡票の送付先 (指針4参照)	
④市委員会	
所轄警察署	
北海道立総合研究機構	FAX 747-3254
北海道環境生活部環境局自然環境課	FAX 232-6790
石狩振興局環境生活課	FAX 232-1156
消防局警防部指令課	FAX 261-9119
所管消防署	

⑦必要に応じ連絡先となる例示(指針4参照)	
他の②区役所・③施設管理部局	
石狩森林管理署	622-5111
学校・幼稚園・保育所	
施設・病院	
町内会・まちづくりセンター	
集客施設等	